

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の増大と株主様をはじめ多くのステークホルダーの方々に貢献するためのガバナンス体制の重要性を認識し、コンプライアンスの徹底と透明性の高い経営、意思決定の迅速化と機動的な業務執行を図るために、経営監視機能の強化見直しを継続的に行ってまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ハツホ共栄会	1,872,400	21.51
白百合商事株式会社	1,371,496	15.76
斎藤 悟	832,248	9.56
初穂従業員持株会	429,528	4.93
角田 典哉	306,000	3.51
斎藤 豊	296,232	3.40
斎藤 実	258,800	2.97
斎藤 信子	243,552	2.79
斎藤 陽介	181,480	2.08
名鉄急配株式会社	124,000	1.42

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	12月
-----	-----

業種	卸売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査は、有限責任監査法人トーマツに依頼しており、定期的な監査のほか、会計上の課題については、随時確認を行い、改善などの提案を受け、会計処理の適正に努めており、定期的に会計監査人から監査役会に対して、監査の方法及び結果等について報告が行われております。また、経営諸活動の信頼性確保と透明性の高い経営を実現するため、社長直轄の内部監査室を設置しております。現在1名体制であります。年間計画により各営業所の業務実施状況を監査するとともに、商品の在庫水準、長期滞留のチェックを定例的にを行い、会社財産の保全や経営効率の向上、異常の早期発見を図るように取り組んでおり、監査役会とも連携を密にして情報交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
丹羽 正夫	他の会社の出身者														
宮寄 良一	他の会社の出身者														

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
丹羽 正夫	○	——	司法書士として豊富な経験と高い見識を有しており、社外の視点から取締役の業務執行を監督し、公正な経営管理体制の構築を図るため選任しております。 また、親会社や兄弟会社、大株主企業、主要な取引先の出身者等ではないことから、独立性が高いものと認識しております。
宮崎 良一	○	——	弁護士として法律家の視点から、取締役の業務執行の適法性や妥当性等のチェック機能を担っていただくため、選任しております。 また、親会社や兄弟会社、大株主企業、主要な取引先の出身者等ではないことから、独立性が高いものと認識しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

——

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の役員構成は、役付取締役2名、平取締役3名であります。
役付取締役につきましては、直前3期間の平均経常利益額により役員報酬を増減させております。また、平取締役については、担当部門の売上総利益の予算及び実績の達成率により賞与を増減させております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

——

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成26年12月期に支給された取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりです。
取締役を支払った報酬 72,806千円
監査役を支払った報酬 10,628千円
社外監査役を支払った報酬 1,920千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

取締役の報酬限度額は、年額200,000千円以内（平成5年3月25日定時株主総会決議）であります。監査役の報酬限度額は、年額50,000千円以内（平成5年3月25日定時株主総会決議）であります。取締役報酬及び監査役報酬の決定方法については、各人の役位、在任期間、会社の業績及び貢献等を総合的に勘案し、取締役報酬は、取締役会、監査役報酬は監査役会においてそれぞれ決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役に対するスタッフの配置状況といたしましては、経営管理室が社外監査役を含めた監査役のサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社の業務執行、監査・監督のための機関は、取締役会、常務会、経営会議、監査役会があります。

取締役会は、5名で構成されておりますが、社外取締役は選任しておりません。業務執行の監督については、2ヶ月に1回開催の取締役会、常務取締役以上による毎月1回開催の常務会により、的確な経営判断と機動的な業務執行の監督を行っております。

経営会議は、2ヶ月に1回開催し、会社の現状、重要な情報の伝達、方針の徹底、リスクの未然防止の徹底などを行います。メンバーは、取締役・常勤監査役及び執行役員7名で構成されております。

監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役（社外監査役）2名の計3名で構成されております。各監査役は、監査役会で定めた監査方針、監査計画、監査業務の分担等に従い、厳格に行っております。取締役会及び各重要会議への出席や業務執行状況、経営状態の調査等を通じ、取締役の職務執行の監査を行っております。また、弁護士、税理士法人と顧問契約を締結し、必要に応じアドバイスを受けております。なお、当社の経営組織の概要は（経営組織の概要図）のとおりであります。また、社外監査役との特別な利害関係はありません。

リスク管理体制については、独立した組織がありませんが、現状の組織体制中でのチェック機能を強化しており、今後重点的にこの分野に取り組んでまいります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役制度の強化をコーポレート・ガバナンスの基本と考えており、社外の視点から取締役の業務執行を監督するため、法律専門家の2名の社外監査役で構成しております。各監査役は監査役会で定めた監査方針・監査計画・監査業務の分担等に従い、取締役会及び各重要会議への出席や業務執行状況、経営状態の調査等を通じ、取締役の職務執行の監査を行っており、経営監視機能の面では、十分に機能する体制が整っております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
その他	<p>1. 定時株主総会の招集通知を当社ホームページに平成27年3月12日に掲載しております。</p> <ul style="list-style-type: none">・定時株主総会の招集通知の発送時期 平成27年3月12日・定時株主総会の招集日 平成27年3月27日 <p>2. 株主総会に対する会社としての姿勢・方針等</p> <p>株主総会を運営するうえで最も重要なことは、適法な運営を行うことです。そのためには、株主総会当日の運営において、取締役等の説明義務を尽くすこと及び議事運営が公正なものであることに特に注意しております。</p>

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算補足説明資料、事業報告書、株主総会の招集通知、有価証券報告書、コーポレート・ガバナンス報告書、そのほかの適時開示資料	
IRに関する部署(担当者)の設置	経理部門が担当しております。 IR事務連絡責任者 森 隆司	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「お客様」「社会」そして「社員」がバランスを保ち、支えあいながら繁栄し、鉄鋼・建築資材を通じて住む人・働く人、そして社会や地球にとって心地よいもの「安全でより快適な暮らしのできる社会づくりに貢献する」ことを基本理念として掲げております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方

当社は、企業価値の増大と株主様をはじめ、多くのステークホルダーの方々に貢献するためのガバナンス体制の重要性を認識し、コンプライアンスの徹底と透明性の高い経営、意思決定の迅速化と機動的な業務執行を図るために、経営監視機能の強化見直しを継続的に行ってまいります。

2. 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備状況等

(1) 会社の機関の基本説明及び内容

内部統制システムの整備状況につきましては、コンプライアンス委員会を設置し、様々な潜在リスクの把握と危機発生に備えた対応策を検討しております。また、業務プロセスに係る内部統制の整備につきましては、各部門より選出されたスタッフにより整備を実施しております。

(2) 内部統制システムの整備の状況

当社は、内部統制システムの整備に関し、取締役会において業務の適正を確保するための体制について決議しております。

イ. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の役職員が、法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための「コンプライアンス行動指針」を定めるとともに、推進組織として「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の確立を図っております。

当社は、業務執行全般について、各業務に関する管理規定を設け、これを内部監査により補完してコンプライアンスの確保に努めております。また、経営諸活動の信頼性確保と透明性の高い経営を実現するため、社長直轄の内部監査室を設置し、年間計画により各営業所の業務実施状況を監査し、異常の早期発見に取り組んでおります。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び定款の定めに基づき、文書等を保存管理するほか、文書管理規定に従い保管し、常時閲覧できる体制を整えております。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

個々のリスクに応じた管理規定の見直しを図り、組織横断的なリスク及び全社的なリスクの対応は、経営管理室が行うほか、各部門の所管業務に付随したリスク管理は当該部門がリスクの把握管理を行っております。また、内部監査室は必要に応じてリスク管理状況の監査を実施し、その結果を取締役会、監査役会に報告する体制を構築しております。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行については、2ヶ月に1回開催される取締役会のほかに月1回開催される常務会により、的確な経営判断と機動的な業務執行の監督を行っております。また、取締役、常勤監査役及び執行役員で構成される経営会議を2ヶ月に1回開催し、会社の現状、重要な情報の伝達、方針の徹底、リスクの未然防止の徹底などを行っております。

ホ. 株式会社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社から定期的な業務執行に関する報告を受けるとともに、経営上の重要事項に関する当社への報告及び協議を通じ、子会社等の適正な経営管理を行っております。

ヘ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社では、監査役の職務を補助する使用人は置いておりませんが、監査役会の求めに応じ、監査役の職務を補助する使用人を選任します。その場合の同使用人の任命、解任及び人事評価等については、監査役会の同意を得たうえで決定し、取締役からの独立性を確保します。

ト. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は会社の業務及び業績に重大な影響を与える事項について監査役に報告しております。また、監査役は必要に応じていつでも取締役または使用人に報告を求めることができる体制を整えております。

チ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は常勤監査役1名及び社外監査役2名で構成され、各監査役は取締役会に、常勤監査役は取締役会のほか重要会議に出席し、取締役の職務の執行に対して厳格な監査を行い、必要に応じて取締役にその説明を求め、意見を述べる体制を整えております。

(3) 会計監査の状況

会計監査は、有限責任監査法人トーマツに依頼しており、定期的な監査のほか、会計上の課題については、随時確認を行うほか改善などの提案を受け、会計処理の適正に努めております。また、定期的に会計監査人から監査役会に対して、監査の方法及び結果等について報告が行われております。

当事業年度において、会計監査業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務に係る補助者の構成は次のとおりであります。

・当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員: 公認会計士 松井 夏樹
指定有限責任社員 業務執行社員: 公認会計士 神野 敦生

・当社の会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 8名
会計士補等 2名
その他 6名

(4) 社外取締役及び社外監査役との関係

当社は、社外取締役の選任はしておりませんが、社外監査役は選任しております。取締役5名による業務執行に関する意思決定機能と、業務執行の任にあたる取締役を監督する機能を持つ取締役会に対し、社外監査役2名を配する監査体制を整備することにより、中立的かつ客観的な視点による監視・監督機能が十分確保されていると判断することから社外取締役を選任していません。

社外監査役につきましては、経営の透明性向上のため、法務に精通している弁護士及び司法書士から選任しております。なお、社外監査役と当社との間に特別な利害関係はありません。当社において、社外監査役の当社からの独立性に関する基準または方針は特段定めておりませんが、その選任にあたりましては、客観的中立的立場から、専門的知識および経営に携わった経験・見識に基づく監査といった機能及び役割が期待でき、一般株主と利益相反が生じるおそれのないことを基本的な考え方としております。

3. リスク管理体制の整備の状況

当社は、企業の社会的責任遂行、法令遵守の視点から、社内規程の整備や諸施策の実施に取り組んでおります。リスク管理体制につきましては、企業経営を取り巻く様々な潜在リスクの把握と危機発生に備えた対応策を検討しております。なお、不測の事態が万一発生した場合には、経営トップに迅速に情報が報告され、迅速かつ適切な対応により損害を最小限に抑える仕組みとなっております。

4. 取締役の定数

当社の取締役は、10名以内とする旨定款に定めております。

5. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及びこの選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

6. 取締役会で決議することができる株主総会決議事項

(1) 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、機動的な資本政策を遂行するためのものであります。

(2) 剰余金の配当

当社は、取締役会の決議によって、会社法第454条第5項に定める中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、利益状況等に照らして最も妥当な水準で判断することにより、取締役の責任体制を明確にするためのものであります。

7. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「法令及び企業倫理の遵守」を経営の第一の根幹に掲げており、企業活動の基本方針として定めた「コンプライアンス(法令遵守)規定」に「反社会的行為に厳しく対処する」との基本的考え方をもって反社会的勢力の排除に取り組んでおります。

また、反社会的勢力の排除に向けた整備状況は、次のとおりであります。

- ・総務部を対応統括部署とし、総務部長を不当要求防止責任者として定めております。
- ・弁護士、司法書士などの社外監査役と連携し、指導を受けるとともに情報の共有化を図っております。
- ・対応部署である総務部で、反社会的勢力に関する情報を収集し、社内での注意喚起などに活用しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社では、従来からコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。今後も経営の透明性の向上とコンプライアンスの遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンスの充実を図りながら、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制の構築を目指しております。

(経営組織の概要図)

